

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第3条第1項関係別表第1の第1項「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設として別に定めるもの」のうち別に定める施設は以下のとおりとする。

区分	該当する施設
児童福祉法に係る施設	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター、 <u>※障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設</u> 、放課後児童健全育成事業を行う施設、子育て短期支援事業を行う施設、地域子育て支援拠点事業を行う施設、一時預かり事業を行う施設、小規模保育事業を行う施設、病児保育事業を行う施設
身体障害者福祉法に係る施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る施設	母子・父子福祉センター
障害者総合支援法に係る施設	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 <u>※共同生活援助（日中支援型共同生活援助の事業を行うものに限る）</u> ）を行う施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
老人福祉法に係る施設	老人福祉施設（通所介護事業、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業を行う施設を含む）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム
介護保険法に係る施設	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、老人居宅生活支援事業（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業）を行う施設、通所リハビリテーションを行う施設、介護予防通所リハビリテーションを行う施設、短期入所療養介護を行う施設、介護予防短期入所療養介護を行う施設
発達障害者支援法に係る施設	発達障害者支援センター

上記取扱いは、令和3年10月1日から適用する。ただし、障害児通所支援事業を行う施設、共同生活援助を行う施設（表中※印下線）については、令和4年4月1日から適用する。